

Q 6 : 被扶養者認定の手続中、被扶養者証の交付を受ける前に医療機関にかかり、医療費を全額負担しました。被扶養者の認定日以後の受診であれば、請求すれば医療費の払い戻しを受けることができますか？

A 6 : 総医療費に対して共済組合が負担する割合（7割～9割）の医療費を給付しますので、「療養費・家族療養費請求書」（様式第61号）に診療報酬領収済明細書又は医療機関の発行する領収書（原本）に病名等の記載のある診療報酬明細書（レセプト）の写しを添付して、所属所に提出してください。